

様式第4号（第6条関係）

令和7年1月14日

富士見市議会議長 田中 栄志 様

議員名 伊勢田幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 令和7年1月10日（金）午後1時30分～午後2時45分頃

2 参加者名 伊勢田幸正

3 場所（行政視察地・研修場所）
さいたま地方裁判所川越支部 第1号法廷

4 調査・研修概要

「富士見橋通り線」の整備にかかわる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の裁判を傍聴。

検察側、弁護側、被告本人から最後の意見が述べられ、結審した。

検察側は、「一連の証人の証言は信用でき、また故意が認められる。またS社から押収された工事記録などから見ても被告の証言は信用できない。動機は工事を1億2～3千万円の予算に抑えるためである。不法投棄された土が435トンと量が多く、反省の態度もない」とし、「懲役3年罰金50万円」を求刑した。

弁護側は「過失はあっても故意・共謀はない。廃棄物の存在を認識していなかった」と無罪を主張。

「S社を信用していたため、仮置土を見逃していた。適切にできていると誤信す

る、『正常バイアス』によるものである。廃棄物についての知識がなく、業者任せになっていた。『気づくはず』というのは憶測にすぎない。証人の証言は信用できない。『共謀』は、『共同犯行』の意識がないと成立しない。」

「廃棄物の混入量の積算には過失があったが、故意ではない。専門家（設計事業者）のK氏も気づかなかった。業者を信用していた。

過失はあり、市の工事で廃棄物の処理が適切に行われなかったというのは、市民感情からは看過できないことであるが、それらとは別に考えられなければならない」旨の主張があった。

最後に被告本人から、市の工事が適正に行われなかったことへの市民へのお詫び、そして改めて証言の一部が事実と異なること、自分は無罪であるということが述べられ結審した。

次回公判は令和7年3月14日（金）午前10時から判決言渡しとなった。

5 感想及びまとめ

被告側が容疑を否認しており、私見を述べるのは控えるものとする。

また法廷は録音が禁止されており、マイクなどの音響設備もない。あくまで小職のメモにより本報告書を作成していることに留意いただきたい。

「廃棄物の処理に通じた職員の育成」や「業者任せにしないチェック体制」という本市の建設行政の課題も見えてきたと考える。

富士見橋通り線の工事の契約・予算に賛成票を投じた議員の責任として、今後本事業は注視をしてまいりたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派等にて保管